重要事項説明書
（訪問看護）

１．事業所の概要

事　業　所　名	訪問看護リハビリステーション　はなえみ駒込
所　在　地	事業所（駒込） 〒114-0024　東京都北区西ヶ原一丁目 11 番 4 号 駒込 K&M ビル　B101
	サテライト（町屋） 〒116-0001　東京都荒川区町屋一丁目 20 番 10 号 TK 町屋ビル　1 階
事業所指定番号	東京都　1360990533 号　　関東信越厚生局　7491293 号
所長・連絡先	山本　美華　　電話：03-5972-1195
通常のサービス提供地域	荒川区、北区、豊島区、文京区 上記以外については要相談

２．事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1　名（常勤）
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	名（常勤） 名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名（常勤） 名(非常勤)
作業療法士		名（常勤） 名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリテーションをします。	名（常勤） 名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名（常勤） 名(非常勤)

３．営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで ただし 12 月 30 日から 1 月 3 日までと祝日を除きます。	午前 9 時から午後 6 時まで

※　ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には別途の契約（24 時間対応体制加算・緊急時訪問看護加算）締結により営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

４．サービス内容

① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
※訪問看護事業所における理学療法士等の訪問は、看護業務の一環として
リハビリテーションを行っているものであり、看護職員の代わりに実施している
という位置づけになります。
④ 療養生活や介護方法の指導
⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
⑧ 終末期の看護

事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。

	曜日	時間帯	内容（概要）
（１）	曜日	: ～ :	訪問看護（ ）
（２）	曜日	: ～ :	訪問看護（ ）
（３）	曜日	: ～ :	訪問看護（ ）
（４）	曜日	: ～ :	訪問看護（ ）

なお訪問する職員は事業者の都合により変更になることがあります。

５．サービス利用料及び利用者負担・キャンセル

１）利用者からいただく利用者負担金は、別表の料金表通りであり、この金額は、医療保険・介護保険の法定利用料に基づく金額です。
２）厚生労働大臣の定める疾病等と診断された場合、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更となります。（注１）
３）利用者負担金は、原則口座引き落としでお支払い頂きます。（毎月 27 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします）
※手続きの都合上、初回の引き落としは２ヵ月後になります。
（初回のお引き落しは２ヶ月分のご利用料となりますので、ご了承下さい。）
※引落し事業者名義は「カ）フィフティナース」です。
４）利用者がサービスの利用を中止する際にはすみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 ： 訪問看護リハビリステーション はなえみ駒込

（電話番号）03-5972-1195

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。訪問予定当日に連絡がなく訪問看護師等がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000 円

（注１）以下の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更となります。

- 厚生労働大臣が定める疾病等の場合
 - ①　末期の悪性腫瘍
 - ②　多発性硬化症
 - ③　重症筋無力症
 - ④　スモン
 - ⑤　筋萎縮性側索硬化症
 - ⑥　脊髄小脳変性症
 - ⑦　ハンチントン病
 - ⑧　進行性筋ジストロフィー症
 - ⑨　パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。））
 - ⑩　多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）
 - ⑪　プリオン病
 - ⑫　亜急性硬化性全脳炎
 - ⑬　ライソゾーム病
 - ⑭　副腎白質ジストロフィー
 - ⑮　脊髄性筋萎縮症
 - ⑯　球脊髄性筋萎縮症
 - ⑰　慢性炎症性脱髄性多発神経症
 - ⑱　後天性免疫不全症候群
 - ⑲　頸髄損傷
 - ⑳　人工呼吸器を使用している状態

- 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

６．当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

１）指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

２）訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

３）指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、３ヶ月に一度の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

７．看護師等の禁止行為

看護師等はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①　利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②　利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③　利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④　利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑤　身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥　その他利用者又は家族等に対して行う宗教・政治・営利活動、その他迷惑行為

８．サービス利用上の禁止行為

利用者様またはご家族による看護師等に対する以下のハラスメント行為を禁止しています。

① サービスに必要がないことを強制的に行わせること
② 看護師等の指摘・指示を無視すること
③ 故意に必要な情報や連絡事項を与えないこと
④ 不必要な身体への接触
⑤ 容姿および身体上の特徴に関する不必要な発言・質問
⑥ 性的および身体上の事柄に関する不必要な発言・質問
⑦ 個人を中傷するうわさの流布及び個人のプライバシーの侵害
⑧ 交際・性的関係の強要
⑨ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
⑩ 身体的暴力行為を行うこと
⑪ 人格を傷つける発言を行うこと
⑫ 一方的に恫喝すること
⑬ 私物を意図的に壊すことや隠すこと
⑭ その他前各号に準ずる言動を行うこと

９．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 従業者に対する、虐待を防止するための定期的な研修の実施
(2) 虐待防止のための指針の整備
(3) 利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
(4) その他虐待防止のために必要な措置
(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

11. 相談窓口、苦情対応

● 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	03-5972-1195
FAX 番号	03-5972-1196
担当者	山本　美華
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず担当者、管理者に引き継ぎます。

サービス提供の責任者は、次のとおりです。
サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：山本　美華　　連絡先：　03-5972-1195

● 当事業所以外にお住まいの区役所及び東京都国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

東京都国民健康保険団体連合会 ・医療保険 ・介護保険	所 在 地：千代田区飯田橋 3-5-1
	電話番号：03-6238-0177（専用）
	FAX 番号：なし
	対応時間：月曜日～金曜日　9:00～17:00
荒川区役所　介護保険課	所 在 地：荒川区荒川 2-2-3
	電話番号：03-3802-3111（代表）
	対応時間：平日 8：30～17：15
北区役所　介護保険課	所 在 地：北区王子本町 1-4-11
	電話番号：03-3908-1286
	FAX 番号：03-3908-8325
豊島区役所　介護保険課 相談グループ	所 在 地：豊島区南池袋 2-45-1
	電話番号：03-3981-1318
	FAX 番号：03-3981-1280
文京区役所　介護保険課	所 在 地：文京区春日 1-16-21
	電話番号：03-5803-1389
	FAX 番号：03-5803-1380

12. 運営法人の概要

事　業　者	株式会社ｆｉｆｔｙ　ｎｕｒｓｅ
代　表　者	山本　美華
所在地・連絡先	〒114-0024　東京都北区西ヶ原一丁目 11 番 4 号 駒込 K&M ビル　B101 TEL：03-5972-1195
事　業　所	訪問看護リハビリステーション　はなえみ駒込
管　理　者	山本　美華
所在地・連絡先	〒114-0024　東京都北区西ヶ原一丁目 11 番 4 号 駒込 K&M ビル　B101 TEL：03-5972-1195
サテライト	訪問看護リハビリステーション　はなえみ駒込　町屋サテライト
所在地・連絡先	〒116-0001　東京都荒川区町屋一丁目 20 番 10 号 TK 町屋ビル　1 階 TEL：03-6807-9175

【個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ】

訪問看護リハビリステーション　はなえみ駒込 では、利用者およびそのご家族が安心して訪問看護を受けられるように、利用者およびそのご家族の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合わせください。

○ 個人情報の利用目的について

当訪問看護ステーションでは、利用者およびそのご家族の個人情報を下記の目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する場合は、改めて利用者およびそのご家族の同意をいただくようにいたします。

○ 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問看護ステーションが保有している利用者およびそのご家族の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

○ 個人情報の開示について

ご自身の訪問看護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出下さい。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

○ 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は管理者までお気軽にお寄せください。

【法人におけるご利用者の個人情報の利用目的】

訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

○ 訪問看護ステーション内での利用

- 利用者に提供する訪問看護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- 医療保険・介護保険請求等の事務
- 会計・経理等の事務
- 事故等の報告・連絡・相談
- 利用者への看護サービスの質向上（ケア会議・研修等）
- その他、利用者に係る事業所の管理運営業務

○ 他の事業所等への情報提供

- 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（ただし、サービス担当者会議等への情報提供は利用者に文書で同意を得ます）、照会への回答
- その他業務委託
- 家族等介護者への心身の状況説明
- 医療保険・介護保険事務の委託
- 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- 自治体・各種学校への情報提供

○ その他上記以外の利用目的

- 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 訪問看護ステーションで行われる学生の実習への協力
- 学会等での発表（原則、匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得ます）

【説明確認欄】　重要事項及び個人情報の取り扱いについて文書を交付し、説明しました。

事業者　所在地　〒114-0024　東京都北区西ヶ原一丁目 11 番 4 号
駒込 K&M ビル　B101
名　称　株式会社ｆｉｆｔｙ　ｎｕｒｓｅ
代表者　山本　美華　　㊞

事業所　所在地　〒114-0024　東京都北区西ヶ原一丁目 11 番 4 号
駒込 K&M ビル　B101
名　称　訪問看護リハビリステーション　はなえみ駒込
管理者　山本　美華　　㊞

令和　　年　　月　　日　　説明者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【利用者確認欄】　私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和　　年　　月　　日　　利用者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

利用者代理人 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

利用者家族 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞